9　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahiko Kawasaki Director General of Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of The Maeyama tunnel

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 15 November 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 21 December 2012 (tenders bring with 2 : 00 P.M. 21 December 2012 or tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 21 December 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Shinji Segawa, Contract Division, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-Prefecture 760―8554, TEL 087―851―8061 ex, 2526

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25年度及び平成26年度における内閣及び内閣府所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

平成 24 年 10 月 24 日

内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官

内閣府大臣官房会計課長　日下　正周

◎調達機関番号　005、006、007、008、009、011、022　◎所在地番号　13

1　業種区分

競争参加資格を得ようとする者の業種区分は、次のとおりとする。

⑴　建設工事

ア　土木一式、イ　建築一式、ウ　大工、エ　左官、オ　とび・土工・コンクリート、カ　石、キ　屋根、ク　電気、ケ　管、コ　タイル・れんが・ブロック、サ　鋼構造物、シ　鉄筋、ス　ほ装、セ　しゅんせつ、ソ　板金、タ　ガラス、チ　塗装、ツ　防水、テ　内装仕上、ト　機械器具設置、ナ　熱絶縁、ニ　電気通信、ヌ　造園、ネ　さく井、ノ　建具、ハ　水道施設、ヒ　消防施設、フ　清掃施設

⑵　測量・建設コンサルタント等業務

ア　測量、イ　建築関係建設コンサルタント、ウ　土木関係建設コンサルタント、エ　地質調査、オ　補償関係コンサルタント、カ　その他の業務

2　申請の時期及び場所

⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあたっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては代表者。以下⑴及び⑵において同じ。）が競争参加を希望する官署の別記に掲げる受付機関において、インターネットの場合は平成24年12月３日から平成25年１月15日まで、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）の場合は平成24年12月３日から平成25年１月15日（当日消印有効）まで、持参の場合は平成25年１月22日から平成25年１月31日（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）までの間、申請を受け付ける。

⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、平成25年２月１日以降随時、申請者が競争参加を希望する官署の別記に掲げる受付機関において申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

①　郵送及び持参による申請の場合には、申請書類用紙、及び申請書提出要領を次のホームページアドレスへのアクセスにより取得するものとする。

http://www.cao.go.jp/chotatsu/shikaku/shikaku.html

②　インターネットの使用による申請者は、次のホームページアドレスへアクセスし、平成24年11月１日から平成24年11月30日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて、平成24年11月１日から平成25年１月15日までの間に申請用データの作成に必要な入力プログラムをダウンロードして得るものとする。

・建設工事

https://www.pqr.mlit.go.jp/

・測量・建設コンサルタント等業務

https://www.pqrc.mlit.go.jp

⑵　申請書の提出方法　申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては代表者。）は、郵送又は持参により提出するときは、次の⑶①及び②に掲げる書類を別記１、別記２に掲げる提出先に提出すること。

インターネットを使用して、建設工事等を申請する者は、⑴②に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴②によりダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

⑶　申請書類

①　建設工事に係る申請

ア　一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

イ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、審査基準日が平成23年６月30日以降のもの、上記２⑵の随時申請受付は、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。なお、平成24年７月１日付けで改正された基準による総合評定値通知書を受けなければならない場合においては、同基準によるものに限る。）の写し

ウ　工事経歴書

エ　営業所一覧表

オ　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、建設共同企業体協定書の写し

なお、継続的協業関係を確保する観点から、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めないこととする。

カ　申請者が経常建設共同企業体又は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合である場合においては、共同企業体等調書

キ　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

ク　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し

ケ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し

コ　その他申請書提出要領に記載のある書類

②　測量・建設コンサルタント等業務に係る申請

ア　一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）

イ　測量等実績調書

ウ　技術者経歴書

エ　営業所一覧表

オ　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類